

評議員選定委員会設置及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長尾自然環境財団（以下「この法人」という。）における評議員を選定するため、「評議員選定委員会」の設置及びその運営について定めることを目的とする。

(設置及び委員)

第2条 この法人に評議員選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名のほか、第4項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 前項の評議員、監事からの委員を選任するに当たっては、評議員及び監事による互選とし、事務局からの委員はこの法人の事務局長の職にある者をあてる。

4 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度の末日までとする。

2 任期満了前に辞任した委員の補欠として就任した委員の任期は、辞任した委員の任期の満了するときまでとする。

3 委員が辞任又は任期満了により第2条第2項の定員を欠くこととなる場合は、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選任する。

3 委員会の議長は、委員長とする。

(招集)

第5条 委員会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が委員会を招集する。

(委員会の成立)

第6条 委員会は、委員のうち少なくとも外部委員1名を含む過半数の委員が出席することにより成立する。

(決議の省略)

第7条 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。

(評議員の選定)

第8条 評議員会及び理事会が評議員候補者を推薦する場合は、推薦内容の説明のため次に掲げる内容を記載した書類を委員会に提出するものとする。

(1) 候補者の経歴

(2) 候補者を候補者として推薦した理由

(3) 候補者と財団及び財団役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

2 評議員の選定は、原則として候補者1名ごとに行い、少なくとも外部委員1名を含む出席委員の過半数の賛成がなければ行うことができない。

3 出席委員の全員が賛成した場合、候補者全員を対象として選定を行うことができる。選定は前項と同様の賛成がなければ行うことができない。

4 委員会の評決には、委員長も参加する。

(議事録)

第9条 評議員選定委員会の議事については、議事録を作成し、出席したすべての評議員選定委員は、これに署名し、または記名押印しなければならない。

2 第7条に定める決議の省略による議事録は、議事録作成にかかる職務を行った委員がこれに署名し、または記名押印する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用は弁償する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局がこれに当たる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

(施行)

本規程は、平成21年12月1日より施行する。

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日より施行する。